

令和3年1月定例農業委員会 会議録

令和3年1月8日（金）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 議案第6号 租税特別措置法の規定の適用を受ける農地等に
係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願
について
- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受
理について
- ・ 報告第2号 農地中間管理事業による権利設定について

4. その他

5. 閉 会

(午前9時30分開会)

・事務局

皆様、おはようございます。

新年明けましておめでとうございませう。本年もご交誼を賜りますように、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日の総会の開会前に皆様にお願ひ申し上げます。本日の会議は議事録作成のため録音を行います。ご発言の際には挙手をし、議長が指名するまでお待ちください。そして、ご発言の際には、お名前をおっしゃってからご発言をお願ひいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議の途中、換気を行います。お寒い中申し訳ないんですが、委員の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、どうかご了承の上、ご理解を頂きます。

それでは、開会にあたり北岡事務局長よりご挨拶申し上げます。

・局長

皆さん、明けましておめでとうございませう。

今日は雪の心配が非常にされたわけですが、朝起きてみますと、私の方では雪は積もっていませんでした。まだ今夜、より厳しくなるというふうに聞いておりますので、皆さん方も気を付けていただきたいなというふうに思ひます。

本当に、いろんな挨拶でもコロナウイルスのことを避けて通れないという状況ですが、もうそこは今日はあまり詳しくは述べませぬ。令和3年、また皆さん方と一緒に橋本市農業施策推進のため、農林振興課職員、それから農業委員会事務局職員、一丸となって頑張っていきたいと思ひますので、これまで以上のご支援、ご協力、それからご指導の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、昨年12月に開催されました橋本市議会において、皆さん方にいろいろご協議、アドバイス等を頂きました農業振興条例が全会一致で可決されました。今日はどのような質問があったのかというのを、若干この場をお借りして報告させていただきたいと思ひます。いつもより少し時間が長くなりますが、ご了解をお願ひします。

まず、審議の場というんですか、そこは橋本市議会経済建設委員会というところでは。まず、三浦課長の方から、条例の目的等、詳細説明をさせていただきました。この条例は、高齢化による労働力の減少や市場価格の低迷等による所得の減少、それから、耕

作放棄地の発生による鳥獣被害の増加や農業による涵養などの多面的機能の保存など、農業及び農村が抱える行政課題に包括的に取り組むための基本方針や支援施策を定めるものですということです。

議員の皆さんからいくつか質問がありましたので、ご紹介させていただきます。

まず、本条例案に対するJAや農業委員会等の関係団体からの意見はありましたかという質問がありました。第1条、目的の規定において、意識改革という文言をあえて入れるべきといった意見や、イノシシに農地を荒らされた場合の原状復帰に係る費用を市の補助金で対応できないか等、補助施策に係る意見がありましたと答弁しています。

続いて質問です。本条例の施行規則に規定している補助事業はすべて新規の補助事業ですかという問いですが、第2のふるさと橋本づくり事業は既存の補助事業で、また、収入保険・果樹共済加入事業は既存の果樹共済加入事業と新たに収入保険を組み合わせた補助事業であり、その他については新規の補助事業ですと答弁しています。

続いて質問です。補助事業に係る予算見込額はということで、答弁としましては、総額3,000万円を予定していると答弁しています。こちらについては予算要求をして、3月議会の予算委員会においてまた審議されることになっています。

続いて、本条例案が可決された場合の市民への周知方法はということで、まずは市広報において複数回に分けて特集記事を掲載し、来月2月、それから4月を予定しております。本条例の理念や補助事業について周知する予定であると。また、現在、人・農地プランにおいて、農業に関し人農地の問題について各農家や地区に意見の聞き取りを行っており、今後要望があれば、そういった場において説明の機会を設けたいと考えていますということです。

それから、質問の中に、農産物加工施設導入事業によって機械を取得した場合に、農業を最低限継続しなければならない年数や、機械の転売禁止等の規定はないのでしょうかという質問がありました。規定はありませんが、仮に機械を取得し年で転売した場合は、償却資産の現存価格については転換対象となると考えますと答弁しています。

続いて質問です。中心経営体基盤強化事業について、償却資産

に対し課税される固定資産税相当額を補助することに問題はないでしょうかという問いですが、納付された税金を還付するのではなく、あくまで租税公課に対する補助で、なおかつ対象者を中心経営体等に限定していることから、法に触れないと考えていますということで答弁させていただいています。

続いて質問です。過去に課税された固定資産税は補助対象となりますかという質問がありましたが、過去に機械等を取得し課税された固定資産税に対し補助することは想定しておらず、あくまで新規に取得し、令和3年度以降課税される固定資産税に限ると答弁させていただきました。

続いて質問です。本条例の施行規則に記載している実質化された人・農地プランに位置付けられた農業者はという問いですが、人・農地プランは農業者が地域ごとの農業の羅針盤となる計画を明確化するもので、当該計画に携わり位置付けられた農業者の名簿を現在作成中ですというふうに答弁をさせていただきました。

皆さん方にご協力いただきまして、今、全市内で農業者、それから市民の方からのいろんなご意見を人・農地プランとして頂いているところです。引き続きご協力の方、お願いしたいと思えます。

少し長くなりましたが、本年も本当に皆さん方のご協力を改めてお願いしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。今日は本当にお疲れさまです。

・事務局

総会の議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が会議の議長となり、会議を掌理するとなっております。

以後、土井会長におかれましては、ご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

・土井会長

それでは、改めまして、明けましておめでとうございます。

委員の皆さんには、各ご家庭におきまして、つつがなく新年をお迎えしたということでお祝いをまず申し上げたいと思えます。

今年の正月は今までに経験したことのないような引きこもりの日々であったかなというふうに思っておるところでございます。新型コロナウイルス感染症は大人数での飲食に伴う拡大というこ

とが顕著でございまして、収束の様子が見られておりません。関東1都3県、本日より緊急事態宣言が発出されまして、来月の7日まで関東方面への移動は強く自粛するというふうな形となり、感染防止のために自己管理の徹底が一層求められておるところでございまして。

このような状況の中で、皆さん方のご尽力によりまして、昨年は意見書を提出したり下限面積を見直したり、空き家の不随に対する農地の対応等々、数々の成果、進展があったところでございます。

12月議会におきましては農業振興条例が可決、決定され、4月1日より施行され、これに基づく農業振興策というのが大変期待されるところでございます。

人・農地プランにつきましては現在、各地域においてこの内容が回覧されてございまして、これに対する市民の皆さん方の意見を求めている最中でございます。農地を担い手へつなげていくという活動の本格化に具体的な方策が示されるというふうに思っておるところでございます。委員会といたしましては、この課題につきまして積極的な協議、協力をしていくということになろうかと思っております。

一方、私たちの任期は本年7月をもって任期満了になりますが、今後一層、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたしまして、挨拶といたします。

・議長

それでは、只今より議事を進行してまいります。

事務局から説明がありましたとおり、本日の会議は議事録作成のために録音を行います。ご発言の際は、挙手の後、お名前をおっしゃってからお話してください。

事務局から本日の出席委員について報告を願います。

・事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告申し上げます。

農業委員11名中10名の出席でございます。

なお、議席番号7番田中一孝委員より欠席届が提出されております。以上です。

・議長

事務局報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言します。

議案の審議に先立ち、当方から議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号9番岡本彰文委員、議席番号10番池田泰子委員の2名を指名いたします。

また、書記には事務局職員を指名いたします。よろしく願いをしておきます。

議事に入ります。

本日審議いたします案件は、提出議案6件、報告2件であります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書及び位置図の3-1ページをご覧ください。整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市東家……。登記簿地目及び現況は畑となっております。今回の申請は売買による所有権の移転です。遠方に居住のため農地の維持管理が困難になった譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、申請に及びました。譲受人、……の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計……㎡で、橋本市内全域の下限面積20aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等については影響はありません。譲受人は、軽トラック1台、耕運機1台、噴霧器1台を所有しており、農業従事者は3名となっております。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図の3-2ページをご覧ください。申請地は橋本市山田……。登記簿地目及び現況は田となっております。今回の申請は売買による所有権の移転です。譲渡人と譲受人は戦前からの小作契約で耕作を行っており、今回正式に売買契約で話がまとまり、本申請に及びました。譲受人、……の経営耕地面積は、取得しようとする

る農地と合わせて合計・・・㎡で、橋本市内全域の下限面積20aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台を所有しており、農業従事者は2名です。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明いたします。位置図の3-3ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町伏原・・・。登記簿地目及び現況は畑となっております。今回の申請は売買による所有権の移転です。農地の維持管理が困難となってきました譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受人と話がまとまり、本申請に及びました。譲受人、・・・の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、橋本市内全域の下限面積20aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は、田植機2台、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、コンボ1台を所有しており、農業従事者は3名です。

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明いたします。位置図の3-4ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町伏原・・・。登記簿地目及び現況は畑となっております。今回の申請は特定遺贈による所有権の移転です。譲渡人が死亡し、公正証書による特定遺贈により本申請に及びました。譲受人、・・・の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、橋本市内全域の下限面積20aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は、耕運機1台、軽トラック1台、草刈り機2台を所有しており、農業従事者は2名となっております。

続きまして、整理番号5番の案件についてご説明いたします。位置図の3-5ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町河瀬・・・。登記簿地目及び現況は田となっております。今回の申請は売買による所有権の移転です。農地の維持管理が困難となってきました譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受人と話がまとまり、申請に及びました。譲受人、・・・の経営耕地面積は、取得しようとする農地と利用権設定での取得農地と合わせて合計・・・㎡で、橋本市内全域の下限面積20aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しており、農業従事者は2名です。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし書類審査及び

現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。なお、会議は議事録を作製して録音してございますので、マイクを使用していますので、発言の際、マイクを使用し、発言の冒頭でお名前をお願いします。

それでは、案件1からよろしくお願い申し上げます。

・ 木下委員

2番木下です。案件1について説明させていただきます。現地確認行ったところ、ミカン、柑橘が4、5本、あと野菜とか花とか植えてあって、園地としては管理されていたと判断します。・・・さんについてですが、将来的に息子さんが農業を継ぐということで、規模拡大しようとしているということで今回の話になったと聞きました。・・・さんに関しても、事務局の方から説明ありましたとおり、遠方でもうちょっと管理もしんどいんで、こういう話来ていただいて、ありがたく売買させてもらおうということで、何ら問題ないと判断します。以上です。

・ 議 長

次、案件2。

・ 松岡推進委員

活性化委員の松岡茂夫です。・・・地区の2番、・・・さんと・・・さんの関係は戦前からの小作人でありまして、・・・さんが後継者がいないと。娘さんが2人お嫁にやったので、最後の仕事がこの処分ですという話でありました。ほれで、価格に関してもいまだに何ぼでもいいですというような話で、非常に、えっというような状態でしたが、・・・さんは熱心に農業に励まれておりますので、問題ないと思います。

・ 議 長

案件3。

以上です。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。
ありませんか。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を
採決いたします。
本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可すること
に決定いたします。
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を
上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

それでは、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明
いたします。議案書及び位置図の4-1ページをご覧ください。
整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本
市高野口町小田・・・、位置は・・・より南東、約・・・mに位
置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。
申請者は高齢並びに営農を行うことにつきまして後継者がおらず
耕作が困難であり、土地の有効利用を検討していたところ、申請
地が閑静な住宅街であることから集合住宅を建築したく、本申請
に至りました。計画によりますと、木造2階建て8戸の集合住宅
及び14台分の駐車場を整備いたします。排水につきましては、
汚水、雑排水については汚水升及び取付管を敷設し、申請地北側
の公共下水に接続します。雨水につきましては自然浸透及び申請
地南側の既設側溝へ放流いたします。このことについて、地元区
長の同意書が添付されております。隣接する農地は8筆あります

が、2筆は自己所有地で、ほかの6筆につきましてはすべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の融資証明書が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

・ 林委員

8番の林です。事務局の方から説明あったとおりなんですが、・・・さん、後継者もないということで、妹さんがおりますので、一応相続の管理いろいろ考えたようです。何も問題ないと思います。以上です。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

.....

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を採決いたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は許可相当の意見を付して原案のとおり県知事に進達することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を
上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書及び位置図の5-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市東家・・・、橋本市小原田・・・、の合計6筆となっております。位置は・・・より南東、約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目は畑、現況は休耕地となっております。譲受人は新規事業を始めるにあたり一定規模の資材置場及び作業場が必要となり、適地を探していたところ、高齢のため農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、申請地の・・・㎡と申請地中央に登記簿地目山林となっている土地を併せて事業用地を・・・㎡とし、アルミ、銅、鉄、重機などを置く資材置場を整備いたします。排水につきまして、汚水、雑排水は発生せず、雨水につきましては自然浸透及び申請地北側及び東側の側溝に放流いたします。このことについて、地元区長の同意書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、1筆は同意を得ており、もう1筆につきましては所在地を訪ねたところ所有者にたどり着けず、また、所在が不明であるため同意はもらえておりません。ただ、引き続き所有者の所在を探し同意をもらえるよう努力すると書かれた経緯書が添付されております。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図の5-2ページをご覧ください。申請地は橋本市向副・・・、位置は・・・小学校より東、約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目は田、現況は休耕地となっております。譲受人は宅地建物取引業を営んでおり、適地を探していたところ、遠方のため農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、分譲住宅6戸を建設いたします。排水につきまして、汚水、雑排水につきましては申請地内に設置する小型合併浄化槽を経て申請地西側の新設側溝へ放流いたします。雨水につきましては自然浸透及び雨水升集水後、申請

地西側の新設側溝へ放流いたします。このことについて、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合、地元区長の同意書が添付されております。隣接する農地は3筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明いたします。位置図の5-3ページをご覧ください。申請地は橋本市柏原・・・、位置は・・・公民館より南東、約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。譲受人は現在の居宅が手狭になり適地を探していたところ、高齢のため農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、2階建て個人住宅を建設いたします。排水につきまして、汚水、雑排水は申請地東側の公共下水に接続いたします。雨水につきましては自然浸透及び申請地東側の側溝に放流いたします。このことについて、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書及び融資証明書が添付されております。

以上につきまして、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明を順次お願いします。

・木下委員

2番木下です。1番の案件について説明させていただきます。・・・さんですが、耳が遠いということで娘さんと話させていただきました。この農地はもう20年以上、畑として何も作ってませんで、草刈りだけは何回かしたということで、苦勞していたそうです。今回こういう話があったので、もう管理しなくていいということで、ほっとしているということを知りました。高橋さ

んについてですが、事務局の説明したとおりです。何ら問題ないと判断します。よろしく願いいたします。

- ・ 議 長
2 番。

- ・ 廣田委員
5 番の廣田です。2 番の案件について説明させていただきます。事務局の説明のとおりでありまして、不適當とする理由はございませんでした。現地につきましては推進委員の大上さんから説明させていただきます。

- ・ 大上推進委員
推進委員の大上です。この現場を・・・さんと見に行ってきました。別段、事務局のとおりで何ら問題と思います。ただ、ちょっと近所の人で不安がっているというのは、住宅建つのでどうなるかなという人もおったんですが、そこはうまく丸めておいたところでございますけど、まず問題ないと思います。以上です。

- ・ 議 長
次、3。

- ・ 岡本委員
9 番の岡本です。この土地は周囲が住宅に囲まれておりまして、農地で果樹作ったわけですが、今後維持するのも難しいし、また、持ち主が高齢化であるために、転売しても買い手がないということで、住宅ということで適當かと思います。以上です。

- ・ 議 長
これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。どうぞ。

- ・ 廣田委員
5 番の廣田です。1 番の案件について事務局にお尋ねいたします。資材置場ということで、面積も・・・㎡近くあるように聞きましたですが、これはグラウンドみたいに全部平らになるのか。なったときに、資材を置く地面は舗装されるのか、されへんのか。

何で聞くかといいますと、こういう広大な面積になりますと、舗装されないと、雨の降った水が周りに茶色いのが入ったり、風が吹くとゴミや砂ぼこりが立ったりして、今まで後になって同意せえへんしがよかったなあということもございましたので、お尋ねいたします。

・ 議 長

事務局、どうぞ。

・ 事務局

委員おただしの件ですが、造成につきましては、別途造成する予定はないと伺っております。現状のまま使用するということとなります。位置図で説明をさせていただきたいのですが、ちょうどこの真ん中あたり、太い筋があると思うんですが、ここだけが平らな土地になっておりますので、ここだけを使用することになっております。また、資材置場としての風とかの件につきましては、申請者に確認したところ、スクラップ業、リサイクル業ですか、そちらにつきましても保健所に申請中ということですので、保健所から指導があった際にはその指導に従いますということ聞いております。以上です。

・ 議 長

どうぞ。

・ 廣田委員

この段々の畑まで、畑のとおり資材置場として使うということ。

・ 議 長

事務局、どうぞ。

・ 事務局

のり面につきましては、そのままうのりで置いとくということになります。ですので、もう今ちょうど、おおよそ言うところ4分の1程度しか平地の所はないんです。そこだけを利用するということ聞いております。

・ 廣田委員
・・・㎡位あるけども、その・・・㎡位しか使えへん。

・ 事務局
はい。面積でいいますと、そのようになります。

・ 廣田委員
そうですか。結構でございます。

・ 議 長
ほかにありませんか。

.....

・ 議 長
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を
採決いたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませ
んか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長
ご異議がないようですので、本件は許可相当の意見を付して原
案のとおり県知事に進達することに決定いたします。

議案第3号のうち1番及び2番の案件は1,000㎡以上の転
用となるため、和歌山県農業会議の申合せ決議の規定により、農
業委員会ネットワーク和歌山県農業会議常設審議委員会への意見
聴取の対象となりますので、事務局は資料送付等々の準備をお願
いしておきます。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利
用権の設定について を上程し、事務局の説明を求めます。

・ 事務局
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利
用権の設定について説明いたします。議案書及び位置図の基-1
ページをご覧ください。今月の申請は新規で4件、再設定で継続

申請が3件の合計7件ありますが、代表して整理番号1番の案件を読み上げます。利用権の設定を受ける者は……。利用権の設定する者は……。利用権を設定する土地は橋本市吉原……。合計3筆となっております。現況地目は田で、面積は合計…… m^2 となっております。利用権の種類は使用貸借で、水田として利用いたします。利用権の期間は10年となっております。利用権の設定を受ける者の耕作面積は合計約…… a となっております。本申請は継続の設定となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は、新規及び再設定合計17筆、…… m^2 となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんで追加説明があればお願いします。

・ 松岡推進委員

活性化委員の松岡茂夫です。……さんと……さんは以前からの使用貸借で、賃貸借やったんですけども、今回は使用貸借で、水利費は……さんが支払うということで、継続のような、使用貸借に変わりました。問題ないと思います。以上です。

・ 議 長

ほかに追加説明する人はいませんか。

.....

・ 議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を上程し、事務局の説明を求めます。

・ 事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）についてご説明いたします。

議案書の中ー1ページ及び位置図の中ー1ページをご覧ください。今月の申請は合計3件ですが、代表して整理番号1番の案件を読み上げます。利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市出塔……。現況地目は田で、面積は合計……。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用します。利用権の設定は5年間となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は合計9筆で……。となっております。

県農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することとなっております。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんで追加説明があればお願いします。

.....

- ・ 議 長
それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・ ・ ・ ・ ・

- ・ 議 長
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

- ・ 議 長
ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
議案第6号 租税特別措置法の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について を上程し、事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局
それでは、議案第6号 納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてご説明いたします。
整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請者は橋本市高野口町伏原・・・、・・・の2筆、合計・・・㎡となっております。本申請は相続税納税猶予の適用を受けている農地につきまして、引き続き納税猶予の適用を受けるため、3年ごとに税務署に提出するものとなっております。
以上につきまして、書類審査及び現地調査の結果、証明するに相当と判断いたしました。以上、ご審議よろしく願います。

- ・ 議 長
事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

・林委員

8番の林です。これ、ちょうど・・・の交差点の下側ですか、東側の 地図も見てもろたらいいんですが、これもうずっと がなかったのが、年2回ほど草刈りしています。梅を栽培しておりまして、10本位植わっておりますので、何も問題ないと思います。以上です。

.....

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第6号 租税特別措置法の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
ここで、コロナ対策のために5分ほど休憩し、換気を行います。

(休 憩)

・議 長

それでは、休憩以前に戻りまして、会議を進めます。
次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について及び報告第2号 農地中間管理事業による権利設定について、事務局に報告を求めます。

・事務局

それでは、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による申請書についてご説明いたします。

議案書及び位置図の報-1ページをご覧ください。整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市山田・・・、賃貸人は、賃借人は・・・氏。戦前からの小作契約で賃貸借を行っていましたが、このたび農地法第3条申請により売買契約を結ぶこととなり、令和2年11月12日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。

続きまして、報告第2号 農地中間管理事業による権利設定についてご説明いたします。

議案書の中報-1ページをご覧ください。中間管理権を取得した和歌山県農業公社より権利が設定された通知がありましたので、ご報告いたします。

整理番号1番から6番につきまして、令和2年11月定例会で承認された案件となっております。

以上、ご報告いたします。

・議長

只今の事務局の報告1号、2号につきまして、皆さんから何かご意見はございませんか。

ありませんか。

.....

・議長

それでは、以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案、報告はすべて終了いたしました。

令和3年1月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和3年1月8日

会 長 土井 清美 ⑩

9 番 岡本 彰文 ⑩

10番 池田 泰子 ⑩